

岩見沢市北村多目的体育館条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市北村多目的体育館の使用料の引上げを行う。

第3 施行期日

- (1) 第1条 令和8年4月1日
- (2) 第2条 令和9年4月1日
- (3) 第3条 令和10年4月1日

岩見沢市条例第28号

岩見沢市北村多目的体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市北村多目的体育館条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市北村多目的体育館条例（平成17年条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

（単位：円）

区分 使用者	5月1日～10月31日 (1回につき)						11月1日～4月30日 (1回につき)					
	アリーナ			トレー ニング 室	アリーナ			トレー ニング 室				
	全面 使用	半面 使用	4分 の1 面使 用		全面 使用	半面 使用	4分 の1 面使 用		全面 使用	半面 使用	4分 の1 面使 用	
一般 専用 使用	市民 8,360	市民 4,180	市民 2,090		市民 10,860	市民 5,420	市民 2,700		市民 市民以外 24,480	市民 市民以外 12,210	市民 市民以外 6,090	
	市民以外 18,830	市民以外 9,400	市民以外 4,680		市民 市民 620	市民 市民 300	市民 市民 300					
個人 使用		市民 400	市民 200	200	800							

			市民以外 920	市民以外 450		市民以外 1,020 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民以外 1,390	市民以外 670	
児 童 生 徒	専用 使用	市民 4,180 市民以外 9,400	市民 2,090 市民以外 4,680	市民 1,020 市民以外 2,310		市民 5,420 市民以外 12,210	市民 2,700 市民以外 6,090	市民 1,340 市民以外 3,030	
	個人 使用		市民 200 市民以外 450	市民 100 市民以外 220	200	市民 380 市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合 に限 る。)	市民 300 市民以外 670	市民 140 市民以外 330	300

備考

- 1回とは、3時間以内の使用であり、3時間以内の使用であっても1回とする。
- 1回の時間区分は、午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後6時まで及び午後6時から午後9時までとする。
- 児童生徒とは、小学生、中学生及び高校生をいう。
- 使用のための準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含むも

のとする。

5 営利を目的として使用する場合の使用料は、上記使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、入場料に類するものを徴収しない場合は3を乗じて得た額、入場料に類するものを徴収する場合は6を乗じて得た額とする。

6 回数券の種類は、児童生徒が市民4,500円券、市民以外5,620円券とし、一般が市民9,180円券、市民以外11,470円券とする。

7 回数券は、11枚づりとし、パークゴルフに使用する場合に限り、使用できるものとする。

第2条 岩見沢市北村多目的体育館条例の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

（単位：円）

区分 使用者		5月1日～10月31日 (1回につき)				11月1日～4月30日 (1回につき)			
		アリーナ			トレー ニング 室	アリーナ			トレー ニング 室
		全面 使用	半面 使用	4分 の1 面使 用		全面 使用	半面 使用	4分 の1 面使 用	
一般	専用 使用	市民 12,540	市民 6,270	市民 3,120		市民 16,290	市民 8,130	市民 4,050	
		市民以外 18,830	市民以外 9,400	市民以外 4,680		市民以外 24,480	市民以外 12,210	市民以外 6,090	
	個人 使用		市民 600	市民 300	200	市民 800	市民 930	市民 450	300
			市民以外	市民以外		市民以外	市民以外	市民以外	

			920	450		1,020 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	1,390	670	
児 童 生 徒	専用 使用	市民 市民以外	市民 市民以外	市民 市民以外		市民 市民以外	市民 市民以外	市民 市民以外	
	個人 使用		市民 300 市民以外	市民 150 市民以外	200	市民 380 市民以外	市民 450 市民以外	市民 210 市民以外	300
			450	220		500 (パーク ゴルフを する場合 に限 る。)	670	330	

第3条 岩見沢市北村多目的体育館条例の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

（単位：円）

区分	5月1日～10月31日			11月1日～4月30日		
	(1回につき)			(1回につき)		
	アリーナ		トレー ニング	アリーナ		トレー ニング
	全面	半面	4分	全面	半面	4分

使用者		使用	使用	の 1 面 使 用	室	使用	使用	の 1 面 使 用	室
一 般	専用 使 用	市民 15,060	市民 7,520	市民 3,740		市民 19,580	市民 9,770	市民 4,870	
		市民以外 18,830	市民以外 9,400	市民以外 4,680		市民以外 24,480	市民以外 12,210	市民以外 6,090	
	個人 使 用		市民 730	市民 360	200	市民 800	市民 1,110	市民 540	300
			市民以外 920	市民以外 450		市民以外 1,020 (パーク ゴルフを する場合 に限る。)	市民以外 1,390	市民以外 670	
兒 童 生 徒	専用 使 用	市民 7,520	市民 3,740	市民 1,850		市民 9,770	市民 4,870	市民 2,430	
		市民以外 9,400	市民以外 4,680	市民以外 2,310		市民以外 12,210	市民以外 6,090	市民以外 3,030	
	個人 使 用		市民 360	市民 180	200	市民 380	市民 540	市民 270	300
			市民以外 450	市民以外 220		市民以外 500 (パーク ゴルフを する場合	市民以外 670	市民以外 330	

						に限 る。)			
--	--	--	--	--	--	-----------	--	--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年4月1日から、第3条及び附則第4項の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村多目的体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村多目的体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第3条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市北村多目的体育館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。